

浜松市公告第439号

浜松市環境影響評価条例（平成28年3月24日浜松市条例第48号）（以下、「条例」という。）第41条の規定に基づき事後調査報告書（以下、「報告書」という。）が提出されたので、条例第42条の規定に基づき次のとおり公告し、報告書を縦覧に供する。

なお、事後調査報告書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、条例第44条第1項の規定に基づき、条例第42条に定める縦覧期間内に、市長に対象事業者に対する意見書を提出することができる。

令和7年7月17日

浜松市長 中野 祐介

- 1 対象事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地）  
名称 浜松市  
代表者 浜松市長 中野 祐介  
住所 浜松市中央区元城町103番地の2
- 2 対象事業の名称、種類及び規模  
名称 浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター施設整備運営事業  
種類 廃棄物処理施設の建設  
（ごみ処理施設の設置の事業（焼却により処理するもの））  
規模 ごみ焼却施設の処理能力：399t／日
- 3 対象事業実施区域  
浜松市天竜区青谷1500番地ほか
- 4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域  
縦覧する図書に記載のとおり
- 5 報告書の提出年月日  
令和7年7月4日

6 報告書の縦覧の場所、期間及び時間

場所 (1) 浜松市環境部環境政策課 (浜松市中央区鴨江三丁目1番10号)  
(2) 市政情報室 (浜松市中央区元城町103番地の2)  
(2) 浜名区役所区振興課 (浜松市浜名区貴布祢3000)  
(3) 天竜区役所区振興課 (浜松市天竜区二俣町二俣481)

期間 令和7年7月17日(木)から同年8月15日(金)まで

時間 開庁日の執務時間

7 条例第44条第1項の規定により意見書の提出をすることができる期間及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

方法 意見書(縦覧場所に配置及び市ホームページからダウンロード可能)を記入し、直接持参、郵送、FAX又は電子メールで提出

期間 令和7年7月17日(木)から同年8月15日(金)まで  
(郵送の場合は8月15日(金)必着)

提出先 浜松市環境部環境政策課  
〒432-8023 浜松市中央区鴨江三丁目1番10号  
FAX:050-3606-4345  
Mail:kankyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp